

SNS上における暴力行為等の動画の 投稿・拡散事案に関する 情報モラル教育の充実

暴力行為やいいじめは、
暴行罪や傷害罪など
犯罪にもつながらるものであり、
絶対にあってはならない

暴力行為やいじめにあってしまったり、
友人や知り合いが被害にあっているのを見かけたり
した場合は、

信頼できる

大人（保護者や教師等）、

警察、相談窓口※に相談！

※相談窓口は17、18ページを参照

学校で起こり得る行為の例と、該当し得る犯罪

⚠ 殴ったり、蹴ったりする

ぼうこうざい しょうがいざい

➡ **暴行罪、傷害罪**

⚠ 脅して土下座をさせる

きょうようざい

➡ **強要罪**

⚠ お金や物を盗んだり、脅してお金を奪う

せつとうざい きょうかつざい

➡ **窃盗罪、恐喝罪**

⚠ 性的なことを無理やりしたり、させたりする

ふどうい

➡ **不同意わいせつ罪、**

ふどういせいこうとうざい
不同意性交等罪

⚠ 性的な画像や動画を撮影・保存したり、拡散したりする

じどう

きんしほういはん

せいてきしたいとうさつえいざい

➡ **児童ポルノ禁止法違反、性的姿態等撮影罪**

きょうはん

※見張りをしたり、囲んで逃げられないようにした周りの人も、**共犯**として、犯罪が成立する可能性がある

特にSNS等における悪質な書き込みに関するもの



SNSなどで、他人について、その人の評価を下げるうわさや出来事を広めたり、事実を示さずに、相手の心や人格を傷つける悪口や見下す言葉をSNSや人前で発し、相手の心や人格を傷つけたり、人の評価を下げたりする

めいよきそんざい ぶじょくざい
➔ **名誉毀損罪、侮辱罪**

【法で定められている刑罰】

名誉毀損罪：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

侮辱罪：1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

暴力行為やいじめ、SNS等における悪質な投稿・拡散の被害にあってしまったり、友人や知り合いが被害にあっているのを見かけたりした場合は、

信頼できる

大人（保護者や教師等）、

警察、相談窓口※に相談！

※相談窓口は17、18ページを参照

架空の事例を基に考える

学校内での暴力行為を撮影した動画がそのままSNSに投稿された …場面①

真偽不明の情報や個人情報^が事実確認のないまま拡散された …場面②

関係する生徒やその家族に対する誹謗中傷等が生じた …場面③

※本ケースは、情報モラル教育の観点から留意すべき内容を踏まえて作成したフィクションです。

場面 1

某学校内において、生徒1名が複数の生徒から殴る・蹴るなどの暴力を受けている様子を、当該行為に関与した生徒が撮影し、被害生徒及び加害生徒の顔や学校が判別可能な状態のまま、動画をSNSに投稿した。

投稿から数時間のうちに、被害生徒及び加害生徒とされる人物の氏名、顔写真、住所、家族構成などの個人情報、SNS上で拡散された。



場面 2

当該動画やそこに含まれる情報は、SNSで広く拡散される中で注目を集め、情報が付け加えられていくこともあった。

その結果、そうした動画や投稿を見た一部の人が、これらの情報が全て事実だと思い込んでしまい、SNS上で誹謗中傷の書き込みが出始めた。



場面 3

拡散された投稿や動画には、事実関係が確認されていない内容や一方的な見方に基づく情報が数多く含まれ、被害生徒について実名や過去のSNS投稿が探索・拡散されるとともに、「被害者にも原因があったのではないか」などの心ない書き込みが行われるなど、被害の拡大が生じた。

また、加害生徒をめぐっても、真偽不明の情報が断片的に拡散され、その家族や周囲の関係者に対する誹謗中傷や職場等への嫌がらせに発展するなど、第三者への新たな被害が生じた。



場面 1 の観点①



某学校内において、生徒1名が複数の生徒から殴る・蹴るなどの暴力を受けている様子を、当該行為に関与した生徒が撮影し、被害生徒及び加害生徒の顔や学校が判別可能な状態のまま、動画をSNSに投稿した。

投稿から数時間のうちに、被害生徒及び加害生徒とされる人物の氏名、顔写真、住所、家族構成などの個人情報が、SNS上で拡散された。

☑ 本人の同意なく、関係する個人が特定され得る動画や個人情報を、SNS等に投稿・拡散することは、

プライバシーの侵害、肖像権の侵害

などの**重大な人権侵害**にあたる可能性がある

※ 状況の改善や支援を求める手段として情報発信されたことで、問題が明るみになる場合もあるが、一方で、個人情報等に関する配慮が不十分であれば、意図しない形で新たな被害を生じさせるおそれがあるため、暴力行為やいじめがあれば、信頼できる大人や相談窓口にご相談することが重要である。

- **プライバシーの侵害**：自分に関する情報や生活に関することや秘密に関すること、私たちは自分のプライバシーについて、「誰に、どこまで、どう知られるか」を自分で決める権利を持っており、それを侵害する行為を「プライバシーの侵害」と言う。
- **肖像権**：勝手に写真を撮られたり、撮られた写真を勝手に公開されないように主張できる権利のこと。



場面 1 の観点②



某学校内において、生徒1名が複数の生徒から殴る・蹴るなどの暴力を受けている様子を、当該行為に関与した生徒が撮影し、被害生徒及び加害生徒の顔や学校が判別可能な状態のまま、動画をSNSに投稿した。

投稿から数時間のうちに、被害生徒及び加害生徒とされる人物の氏名、顔写真、住所、家族構成などの個人情報が、SNS上で拡散された。



投稿された内容はいわゆるデジタルタトゥーとなり、
完全な削除や訂正は困難である

<インターネットの特性>

- 公開性 : インターネット上での書き込みは、基本的には広く公開、あるいは公開される可能性があり、世界中の誰からでも見られる可能性がある。
- 記録性 : 一度発信した情報は、取り戻せないことが多く、どこかに記録が残ってしまう。
- 信憑性 : インターネット上には誰でも情報を発信できるので、信用できない情報も多い。
- 公共性 : 情報をやり取りする費用は発信者だけではなく、受信者も負担する必要がある。このため、相手にとって必要のない情報を大量に送り付けることは迷惑であり、無駄な情報を大量に受信することも資源の無駄遣いになる。
- 流出性 : インターネットに接続しただけで、自分のコンピュータに侵入されたり、情報を取り出されたりするような危険な仕組みがある。

<インターネット上の情報の特性>

- デジタルタトゥー : インターネット上では、データやログがいったん記録されたら永続的に残り続け消すことはできないことを、入れ墨（タトゥー）にたとえた言葉。



場面 2 の観点



当該動画やそこに含まれる情報は、SNSで広く拡散される中で注目を集め、情報が付け加えられていくこともあった。

その結果、そうした動画や投稿を見た一部の人が、それらの情報が全て事実だと思い込んでしまい、SNS上で誹謗中傷の書き込みが出始めた。



SNSで広く拡散されている動画や情報は、

偽情報・誤情報である可能性もある

<インターネット上の情報の特性>

- SNS上には、事実でない内容（=偽情報・誤情報等）が拡散されたり、映像生成AIなどを用いて本物のように作られた**フェイク動画**も多くある。



また、そうした動画等を多く視聴することで、

自分の**「思い込み」**を強化する可能性もある

<インターネット上の情報の特性>

- フィルターバブル：自分の好む情報「だけ」に囲まれ、多様な意見から隔離されやすくなる現象。
- エコーチェンバー：同じような意見が、閉ざされた空間の中で反響して大きくなっていく現象。



場面 3 の観点



拡散された投稿や動画には、事実関係が確認されていない内容や一方的な見方に基づく情報が数多く含まれ、被害生徒について実名や過去のSNS投稿が探索・拡散されるとともに、「被害者にも原因があったのではないか」などの心ない書き込みが行われるなど、被害の拡大が生じた。

また、加害生徒をめぐっても、真偽不明の情報が断片的に拡散され、その家族や周囲の関係者に対する誹謗中傷や職場等への嫌がらせに発展するなど、第三者への新たな被害が生じた。

☑ インターネットは匿名性が高く、過激な言動が注目されやすいことから、書き込みの内容や現実での行動が、

エスカレートする傾向がある



こうしたエスカレートした行為が、

犯罪につながるリスクもある

<該当しうる犯罪の例>

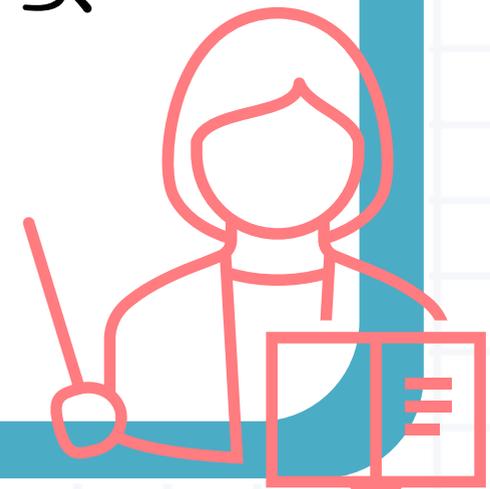
- 名誉毀損罪
- 侮辱罪 等





Point

- ◎ 暴力行為やいじめは、暴行罪や傷害罪など犯罪にもつながるものであり、絶対にあってはならない
- ◎ 本人の同意なく、関係する個人が特定され得る情報をSNS等に投稿・拡散することは、プライバシーの侵害、肖像権の侵害などの重大な人権侵害にあたる可能性がある
- ◎ 投稿された内容はデジタルタトゥーとなり、完全な削除や訂正は困難である
- ◎ 投稿が広く拡散されていく中で偽情報・誤情報が追加されていく場合もある
- ◎ 偏った情報に触れ続ける中で、自分の「思い込み」が強化されていくこともある
- ◎ インターネットは匿名性が高く、過激な言動が注目されやすいことから、書き込みの内容や現実での行動が、エスカレートする傾向がある
- ◎ SNS等における悪質な書き込みは刑罰（名誉毀損罪・侮辱罪等）の対象になり得る



SNS等において暴力行為などの
動画・画像を見たときには、

まずは冷静になって
考えることが大切

困ったときは、
信頼できる周りの大人や
相談窓口※に相談！

※相談窓口は17、18ページを参照



こども向け相談窓口一覧（暴力行為・いじめ関連）

令和8年1月現在

名称	所管等	電話番号・関連URL	概要
「相談窓口を探す」 コーナー	こども家庭庁	https://www.kodomo.cfa.go.jp/soudan/	こどもが抱える様々な困難（いじめ、心の悩み、人権侵害等）について、こども自ら悩みを相談でき、SOSを発信できる相談窓口の情報を掲載しています。
24時間子供SOSダイヤル	文部科学省	0120-0-78310 （24時間年中無休） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm	いじめで困ったり、自分や友だちの安全に不安があったりしたときに、全国どこからでも、24時間いつでも、電話で相談できる窓口です（通話料無料）。 電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながります。こどものほか、保護者などからの相談にも応じています。
こどもの人権110番	法務省	0120-007-110 （平日8:30～17:15） https://www.moj.go.jp/JI/NKEN/jinken112.html	いじめや体罰、虐待など、こどもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です（通話料無料）。 電話は最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。
チャット人権相談 （LINEじんけん相談、 こどもの人権SOSチャット）	法務省	<LINEアカウント名> 法務局LINEじんけん相談 <検索ID> @linejinkensoudan （平日8:30～17:15） https://www.moj.go.jp/JI/NKEN/jinken03_00034.html	チャット形式（LINE）で人権相談ができます。 また、GIGAスクール構想による1人1台端末からも相談を受け付けています（こどもの人権SOSチャット）。
こどもの人権SOSミニレター （便箋兼封筒）	法務省	https://www.moj.go.jp/JI/NKEN/jinken03_00013.html	全国の小中学校の児童生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布しています。 返信は、法務局職員又は人権擁護委員が行います。
こどもの人権SOS-eメール （インターネット人権相談）	法務省	https://www.jinken.go.jp/goriyouannai_ch/	パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答します。
都道府県警察の少年相談窓口 （ヤングテレホンコーナー）	各都道府県 警察	https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html ※都道府県ごとに受付時間が異なります。	こどものことで悩みを抱えている御家族や、いじめ、犯罪等の被害に遭い、悩んでいるこども自身のための相談窓口です（都道府県によっては通話料が有料となります）。

困った時は
ここに相談



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口

インターネット上の書き込み・画像を削除したいと思ったり、身の危険を感じたりしている場合には、こちらから相談

